

＜介護保険サービス事業者の指定更新手続き Q & A＞

平成30年10月1日現在

※県所管（金沢市所在の事業所を除く）

問1 みなし指定も更新を受けなければならないのか？

答 健康保険法による保険医療機関・保険薬局の指定等があったときは、一定の在宅サービスについて、介護保険制度上の指定があったものとみなされます（みなし指定）。みなし指定事業所については、更新は不要です。

ただし、もとの介護老人保健施設等の指定等については、更新の手続きが必要となります。なお、通常指定を受けている訪問看護（訪問看護ステーション）、介護老人保健施設及び介護医療院併設の訪問リハビリテーション、単独型の短期入所療養介護は更新手続きが必要です。※いずれも介護予防を含みます。

【更新を要しないみなし指定事業所】

事業者	みなし指定（介護予防を含む）
保険医療機関（病院・診療所）	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
うち療養病床を有する病院・診療所	短期入所療養介護
保険薬局	居宅療養管理指導
介護老人保健施設	短期入所療養介護、通所リハビリテーション
介護医療院	短期入所療養介護、通所リハビリテーション
介護療養型医療施設	短期入所療養介護

問2 施設併設のショートステイも更新する必要があるのか？

答 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護は、更新の必要があります。

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設併設の短期入所療養介護についてはみなし指定なので、更新は不要です。

問3 更新申請書を提出した後に、代表者や管理者の変更があった場合はどうすればよいのか？

答 変更事項に関する変更届出書を提出してください。先に出された更新申請書を差し替える必要はありません。

問4 居宅サービスの指定を更新すれば、介護予防サービスも更新になるのか？

答 介護予防サービス事業についても別途更新手続きは必要です。
複数のサービスのある事業所は各指定日を必ず確認してください。

問5 指定日がわからない場合は、確認する方法は何か？

答 指定通知書で確認できます。

問6 更新日がよくわかりません。

答 指定の有効期間は6年間です。
例：指定日 平成24年7月1日
有効期間 平成24年7月1日～平成30年6月30日
(更新申請時期 平成30年3月30日～平成30年5月30日)
更新日 平成30年7月1日

問7 更新日が来年度以降の事業所であるが、いつから更新申請書を提出できるのか？今回まとめて提出できるのか？

答 指定有効期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前の間に更新申請書を受け付けます。

問8 居宅サービスが今回指定更新の対象となっている。2年後に介護予防サービスの指定更新があるが、今回あわせて指定更新を行うことは可能か？

答 可能です。この場合、更新後の指定有効期限は、居宅サービス、介護予防サービスともに、今回指定更新日から6年間となります。なおこの場合、同一の指定更新申請書で居宅サービスと介護予防サービスの指定更新が可能です。

例：居宅サービスの指定有効期限が平成30年5月31日、介護予防サービスの指定有効期限が平成32年6月30日である場合、居宅サービスの指定更新にあわせて介護予防サービスも指定更新することが可能であり、この場合、両サービスとも指定更新日は平成30年6月1日、指定有効期限は平成36年5月31日となります。

問 9 勤務形態一覧表はいつ時点のものを提出すればよいのか？

答 更新申請を届け出る日の属する月のものを提出してください。

問 10 資格者証（写）は以前にも提出しているが、改めて提出が必要か？

答 指定の更新制度については、介護保険サービス事業者が指定基準等を遵守し、適切なサービス提供を行うことができるかを定期的に確認するために導入されたものです。したがって、資格者証（写）については、従業員の異動もありますので、資格を要する職種に就いている方全員について、提出する必要があります。今回の更新申請書の添付書類として、以前に既に県に提出されている方の分についても提出してください。

問 11 誓約書の様式が複数あるが、どれを提出すればよいのか？

答

居宅サービス事業・・・介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

介護老人福祉施設・・・介護保険法第86条第2項 //

介護老人保健施設・・・介護保険法第94条第3項 //

介護医療院・・・介護保険法第107条第3項 //

介護療養型医療施設・・・旧介護保険法（※）第107条第3項 //

介護予防サービス事業・・・介護保険法第115条の2第2項 //

サービス種類ごとに提出する必要があります。

※健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法

問 12 資格者証（写）は、旧姓のままでもよいのか。

答 新しい姓が証明できる公の書類を添付してください。

例：戸籍抄本、運転免許証裏面の氏名変更が記載されている備考欄の写しなど

問 13 介護支援専門員の資格者証は何を提出すればよいのか。

答 介護支援専門員証（写）を提出してください。

問 1 4 更新申請書は郵送で提出してもよいのか。

答 郵送でもかまいません。

問 1 5 グループホーム等の地域密着型サービス、居宅介護支援事業所の更新はどうなるのか。

答 地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所の指定権限は市町にあるので、各市町へお問い合わせ下さい。

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市区町村に移行されております。

問 1 6 指定更新手続きを忘れて有効期限切れとなった場合はどうなるのか。

答 指定の効力を失います。なお、期限切れとなった場合は、新たに指定申請を行うこととなり、指定の決定までには審査等に時間を要することとなります。

問 1 7 指定の有効期間満了日が近づいたら県から通知等の案内があるのか。

答 県からは各事業所宛に事前の更新の案内は行いません。法令による指定を受けている介護サービス事業者は、自らの指定有効期間を把握・管理するべきと考えます。

問 1 8 更新申請書をそれぞれ別の時期に分けて提出する場合、役員及び管理者名簿はそれぞれ1部ずつ提出しなければならないか。

答 お見込みのとおり、それぞれ1部ずつ提出してください。

問 1 9 同一の事業者が「訪問介護」と「通所介護」の複数のサービスを提供している場合、受付期間が同じ「訪問介護」と「通所介護」の更新申請書を一括で提出しても良いのか。また申請書一枚で複数の事業所の更新はできるのか？

答 一括して提出してください。ただし、更新申請書はサービスごとに1枚作成してください。更新申請書には「管理者欄」があるため、サービスごとに作成する必要があります。また、申請書一枚で複数の事業所の更新はできません。事業所ごとに更新申請書を提出してください。

問20 問19の答えのとおり更新申請書を一括して提出する場合、役員及び管理者名簿はそれぞれ1部ずつ提出しなければならないか。

答 提出時期が同じであることから、名簿は1部だけでも構いません。

その他、疑問点がありましたら電話・FAXにて質問してください。

電話：076-225-1416（施設サービスグループ）

076-225-1417（在宅サービスグループ）

FAX：076-225-1418